

仕 様 書

1 件名

平成29年度 M I C E拠点育成エリアの情報発信 業務委託

2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下、「財団」という。）の指定する場所

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成30年3月31日まで

4 目的

M I C E ビジネスイベント先進エリア*として選定された各エリアがM I C Eの誘致を効果的に進めるためには、M I C E開催地としてのエリアの認知度を高め、魅力を発信することが必要である。財団が作成する専用ホームページを通じて、主に海外のビジネスイベント**の主催者やミーティングプランナー等に向けて各エリアの強みや特徴、M I C E受入れに向けた取り組みなどを効果的に発信することにより、各エリアのM I C E誘致を支援する。

*M I C E ビジネスイベント先進エリア・・・①大手町、丸の内、有楽町地区②港区六本木、赤坂、麻布エリア③臨海副都心（別紙1 参照）

**ビジネスイベント：M：Meeting（企業系会議）、I：Incentive（企業の報奨旅行）、C：Convention（国際会議）、E：Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）を総称した造語MICEと同義として使用

（1） ターゲットユーザー

- ・海外のビジネスイベント主催者・イベントプランナー・参加者等
- ・ビジネスイベント関連事業者（DMC、PCO、ホテル、イベント会社等）
- ・国内外のビジネスイベント業界メディア

（2） サイトコンセプト

- ・ターゲットユーザーに対しビジネスイベント先進エリアへの関心・興味を喚起させるサイト
- ・ターゲットユーザーに対し各エリアの特徴や強みがわかりやすく伝わるサイト
- ・各エリアが強化したい海外への情報発信を効果的に行うことができるサイト
- ・ターゲットユーザーに対し必要な情報が掲載され、容易に見つけられる等、ユーザビリティの高いサイト
- ・モバイル端末からも情報閲覧が容易なレスポンシブデザイン

5 全体スケジュール

下記で示す各スケジュール、納品日に合わせ、受託者は、受託決定後速やかに、詳細スケジュールを提出すること。

6 委託内容

ビジネスイベントで東京を会場として検討している主催者に向けて、以下ポイントを踏まえビジネスイベント先進エリアを効果的にPRする新規ウェブサイトの制作及び管理運営すること。なお、制作したウェブサイトは来年度以降もエリアを増やし更新を予定しているため、その前提で作成すること。又、財団が運営するビジネスイベント向けのウェブサイトや各エリアが有するウェブサイトへの掲載や相互リンク貼付、バナーによる表示などでビジネスイベント主催者向けに周知する予定。

(1) 言語

日本語・英語

(2) 掲載コンテンツ

以下のコンテンツを含み、できるだけコンパクトな内容とする。

日本語は①のみ、英語は下記すべてを網羅する想定で制作する。

①MICEビジネスイベント先進エリアの紹介

MICEビジネスイベント先進エリアの概要、各エリアの位置感、特徴がわかるエリアマップ、など、財団と相談のうえ作成。

②3エリアの紹介

別紙1を参考に、各エリアが有するウェブサイトとの差別化及び各エリア間の差別化を意識した見せ方を財団と相談のうえ作成。

どのエリアにどういったMICE施設等が集積しているかが視覚的にわかる形で作成し、MICEビジネス先進エリアとして、ビジネスイベント開催に適したエリアである、と伝わるのが重要となる。（詳細は各エリアの固有ページへリンクする想定）

必要に応じて、財団と共に各エリア担当等へのヒアリングを行うこと。

③MICEライターによる紹介記事の掲載（400字～800字程度想定）

財団支給による紹介記事文面について、写真等を利用して効果的にレイアウト、掲載を実施する。内容及び更新タイミングは財団と相談のうえ進める。

④その他

対象エリアで行われるビジネスイベントのイベントカレンダー、フォトギャラリー等の掲載。

⑤上記に記載したコンテンツ以外で提案があれば妨げない。

(3) ロゴ

財団から指定、支給するロゴを適宜いれること。

(4) 全体デザインについて

デザインについては、以下注意点を参照すること。

①ビジネスイベントの主催者が確認するという点を意識し、写真を多用する等、視覚的に先進エリア及び東京の魅力がわかるデザインとすること。

②東京及び各エリアの特徴が明確に伝わり、ターゲットユーザーがエリア選定に活用しやすいデザインとすること。

③PCだけでなく、タブレットやスマートフォンなどの端末からも見やすいデザインとすること。

④諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

(5) ウェブバナー制作

新しく作成したサイトの魅力的なバナーをデザインすること。

サイズは原則として最も一般的なもの3種（①横300px 縦250px：ミディアムレクタングル、②横468px 縦60px：フルバナー、③横88px 縦31px：マイクロバナー）とし、タイトル・デザイン等は財団と相談して決定する。

（6） 外部サイトへのリンク

外部サイトへリンクを貼っているページについては、別ウィンドウで開くように全て再設定を行うこと。

（7） 写真の手配について

制作に使用する写真等については、別途指示のない限り、受託者が手配し、各エリア担当や施設等に使用許可を申請すること。

又、必要に応じて予算の範囲で有料のものを購入して効果的なデザインを作成すること。

写真購入等に必要な経費は受託者の負担とし、全て本業務委託費用に含む。なお、有料写真は一時レンタルではなく永久に財団の使用権利が得られるものとする。

（8） 言語

日本語及び英語で制作する。英語はアメリカ英語とし、テキストは、財団他情報元より提供される情報や原稿を基に、日英翻訳及び英語コピーライティングを行うこと。英語はネイティブチェックを必須とし、ターゲットユーザーが違和感なく受け入れることのできる英文を作成すること。また、その費用は受託者の負担とする。

英語での提案内容に対して著しく問題があると財団が判断した場合は、再提出やネイティブチェック担当者の変更を依頼する場合がある。（その場合は校正回数に含まない。）

（9） 校正及び動作確認

校正を綿密に行うこと。文字化け、レイアウト崩れ、リンク切れ、ページ非表示などの不具合についてもチェックし、誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

（10） 管理運営に関すること

以下の①～③の条件を踏まえてサイトを制作し、管理運営すること。

①サーバー等の運用管理

ウェブサイトは、受託者が用意するサーバーにて運営管理するものとし、受託者は当該ウェブサイト運営が正常に行われるために全てのサーバー保守、データバックアップ、モニタリング等の管理を行うこと。ドメイン名については、財団と協議の上新たなドメインを設定する。

②テストサイト（ミラーサイト）の設置

更新内容や新規制作ページの公開前に、財団が事前確認するためのテストサイト（ミラーサイト）を受託者にて設置すること。

③アクセス件数の向上/セキュリティ対策

- ・特に海外ユーザーからのアクセス向上のためのSEO対策を提案、実施すること。
サイトコンセプト及び別紙1を参考に、特に海外のターゲットユーザーがビジネスイベント先進エリアを想定しやすいターゲットキーワード等を提案し財団と協議のうえ設定すること。
- ・サイトオープン以降毎月アクセス解析を行い、適宜、書類で財団に報告すること
- ・悪意のある第三者からの攻撃を受けた場合に即時対応できるセキュリティ対策を

図っておくこと。

④契約満了に伴う引継ぎ

契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託事業者への業務引き継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託事業者の業務履行に問題が発生しないように十分な注意を行うこと。また、汎用性のあるサイトを制作すると共に、権利関係や特殊費用の発生等が生じないような処置を行うこと。また、これらにかかる経費は、契約金額に含まれるものとする。

(1 1) 上記に記載した仕様以外で提案があれば妨げない。

(1 2) 納品について

①成果物

- ・HTMLウェブサイト
- ・制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ。ウェブサイトに掲載していない写真を含む。

②ウェブサイト公開日

新サイトを制作し、平成30年3月20日（火）を目途に公開すること。

7 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、財団に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 作成等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む）、テンプレート等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団が行う観光振興に係る事業活動の中等で使うことがある。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

8 守秘義務等

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 個人情報の保護

別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

11 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- （1）ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - （2）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1 3 その他

- （1）受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- （2）本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- （3）障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- （4）受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、履行期間については1年間を単位として、財団は最大1回の契約更改ができるものとする。ただし、平成30年度以降の本事業の実施や規模については、契約期間内に別途提示することとする。
- （5）財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- （6）別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を遵守すること。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部 横山、藤田
電話03-5579-2684
FAX03-5579-2685